

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田駅西口行政センターの使用料還付の決定		
根拠法令及び条項	蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第15条 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則13条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例第15条 別紙のとおり 蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則第13条第1項 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和3年 4月 1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 請求があった日の翌日から起算して7日以内 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年 3月15日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 総合窓口管理課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用権利者が自己の責めに帰することができない理由により、センターの貸出施設を利用することができなくなったとき。
- (3) 利用権利者が、使用料を納付した後、利用しようとする日の7日前までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

蓮田市蓮田駅西口行政センター設置及び管理条例施行規則

(使用料の還付)

第13条 使用料の還付を受けようとする利用権利者は、様式第8号の蓮田市蓮田駅西口行政センター使用料還付請求書に許可書及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。